

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

21 世紀に入り、わが国の障害者施策は、区市町村が主体的に推進していく時代へと移行しています。平成 15 年 4 月には、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度が開始され、障害者の地域生活と自立支援は大きく前進しました。

支援費制度導入後、在宅サービス利用者の急増により、今後とも必要なサービスの質、量を確保するためには、制度をより安定的で効率的なものにする必要性が生じてきました。こうした状況のなかで、障害者の一層の自立を推進するため、施設体系を地域生活や就労への移行に重点を置いた体系に再編するとともに、サービスの利用に見合った自己負担を導入する障害者自立支援法が平成 18 年 4 月から一部施行（10 月から本施行）されました。

この障害者自立支援法の中で、区の障害者福祉における役割を明確にするとともに、障害福祉サービスの安定かつ円滑な提供を図る体制づくりを推進するために、平成 18 年度を初年度とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられました（障害者自立支援法第 88 条）。

核家族化・高齢化が進展しているなか、本区における障害者数は漸増しており、障害者が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができるために、質の高いサービスをどのように確保していくか、サービスの提供基盤をどのように整備していくか、さらに、障害者のサービスの主体的選択をどのように支援していくかなど、区の障害福祉サービスをより良いものにしていくための課題が残されています。

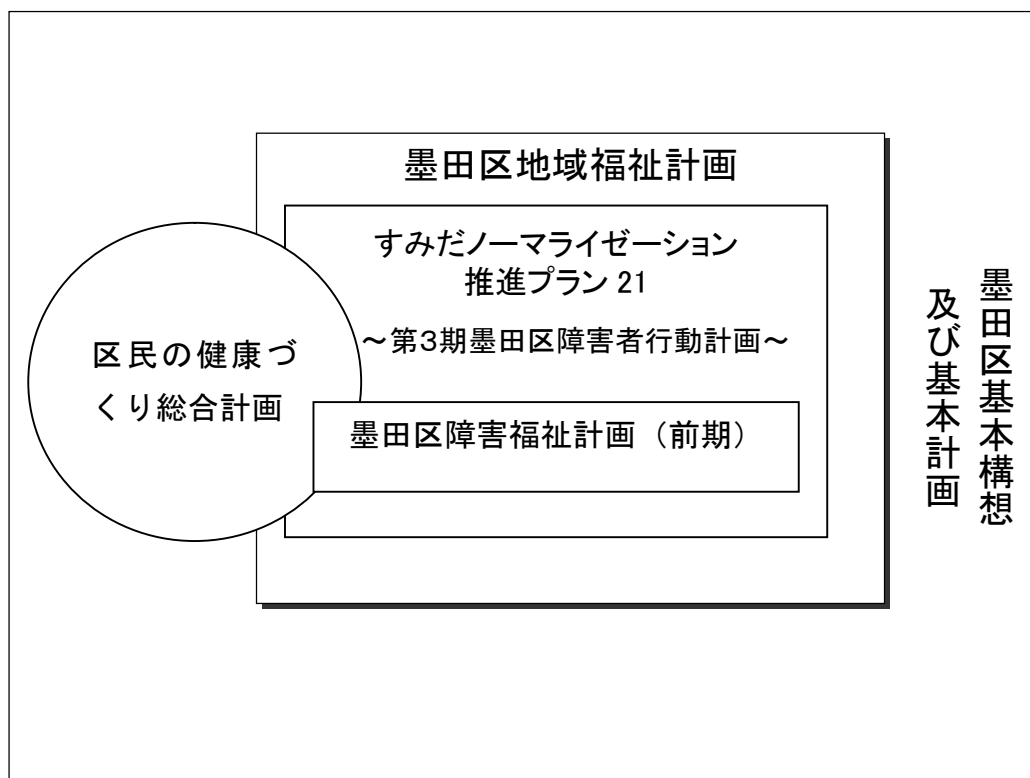
このように、障害者を取り巻く環境の変化に加えて、障害者自立支援法に基づき、障害者施策の抜本的な見直しが実施されることから、これにあわせて本区の施策体系を見直し、計画の最終年である平成 23 年度を見据え、平成 18 年度から同 20 年度にかけての障害者施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、墨田区障害福祉計画の策定を行います。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害福祉サービスの円滑な実施を目的に障害者自立支援法第 88 条の規定により策定するものです。

また、本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」、及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」、並びに墨田区の福祉保健に関する基本計画である「墨田区地域福祉計画」（平成 13～同 22 年度）との整合性を保ちつつ策定されるものであり、区の障害者福祉施策の総合的なあり方を示す「すみだノーマライゼーション推進プラン 21～墨田区障害者行動計画～」、および「区民の健康づくり総合計画」の部分計画として位置づけられます。

なお、「墨田区基本計画」、「すみだノーマライゼーション推進プラン21～墨田区障害者行動計画～」および「区民の健康づくり総合計画」との関連については、資料のとおりです。



3. 計画の策定体制と策定方法

本計画は、障害者団体、障害福祉事業者、養護学校、区関係職員等の21名で構成される「墨田区障害福祉計画作成委員会」において、協議・検討をおこなうとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、助役、収入役、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定にあたっては、障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者を含む区民の意見を計画に反映させるための取り組みを進めています。

■ 関係団体との意見交換

	日 程
墨田区障害者団体連合会ヒアリング (第1回)	平成18年9月28日 午後2時から4時 亀沢のぞみの家 会議室
墨田区障害者団体連合会ヒアリング (第2回)	平成19年1月17日 午後6時から7時 亀沢のぞみの家 会議室

■ パブリックコメントの実施

	日 程
区ホームページ・障害者福祉課・区民情報コーナーでの閲覧、意見等の募集	平成18年12月15日から平成19年1月15日まで

4. 計画期間と見直し時期

本計画は、平成18年度からの6年間を計画期間とする墨田区障害福祉計画の前期計画です。前期計画の計画期間は、平成18年度から同20年度の3年間となります。

本計画は、「障害福祉計画作成委員会」及び「墨田区障害者施策推進協議会」等の意見を踏まえ、事業の進捗状況及び計画達成状況の評価を行います。また、それらに基づき計画の見直しを行い、平成21年度から同23年度を計画期間とする後期計画を策定します。

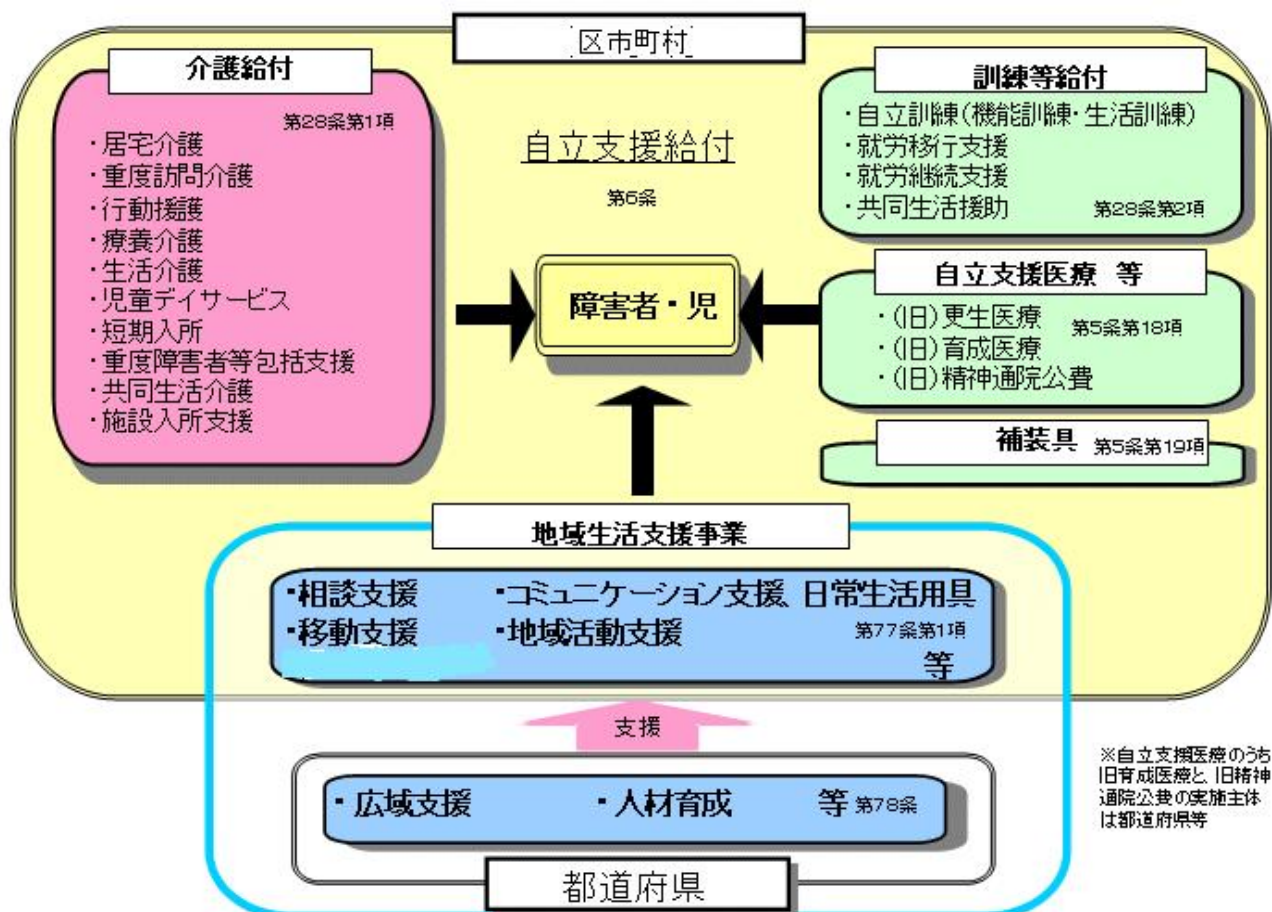
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害福祉計画 (前期)						
障害福祉計画 (後期)						

5. 障害者自立支援法によるサービスの仕組み

(1) 新しい障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法では障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、それを利用する仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。

また、サービスは個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



※厚生労働省資料参考

◎障害福祉サービスの新旧対照図

旧サービス		新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	デイサービス (身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	ショートステイ (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
施設サービス	重症心身障害児施設 (児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	療護施設 (身)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	更生施設 (身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮 (知)	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設 (精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です

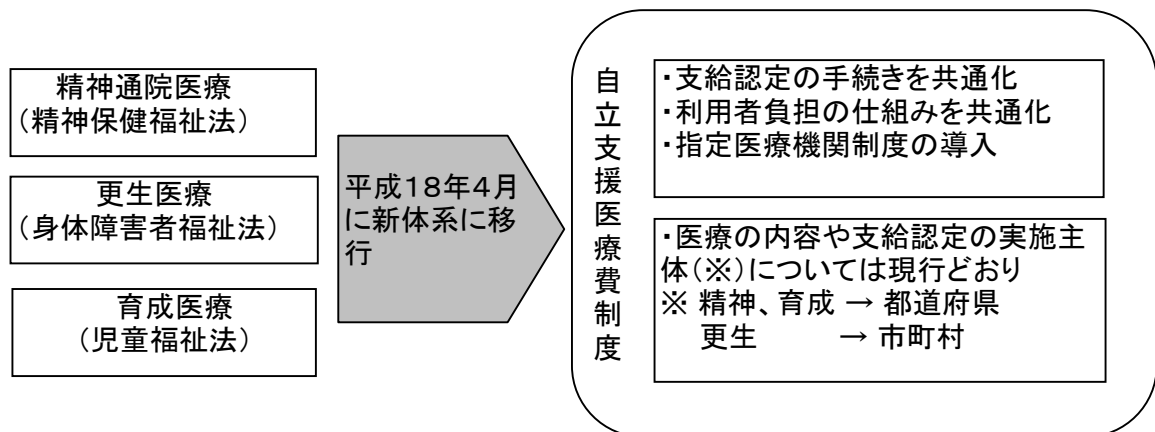
※ 身・・・身体障害者 知・・・知的障害者 児・・・障害児 精・・・精神障害者

「障害福祉サービス」に係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

また、これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、平成 18 年 4 月から自立支援医療に変わりました。

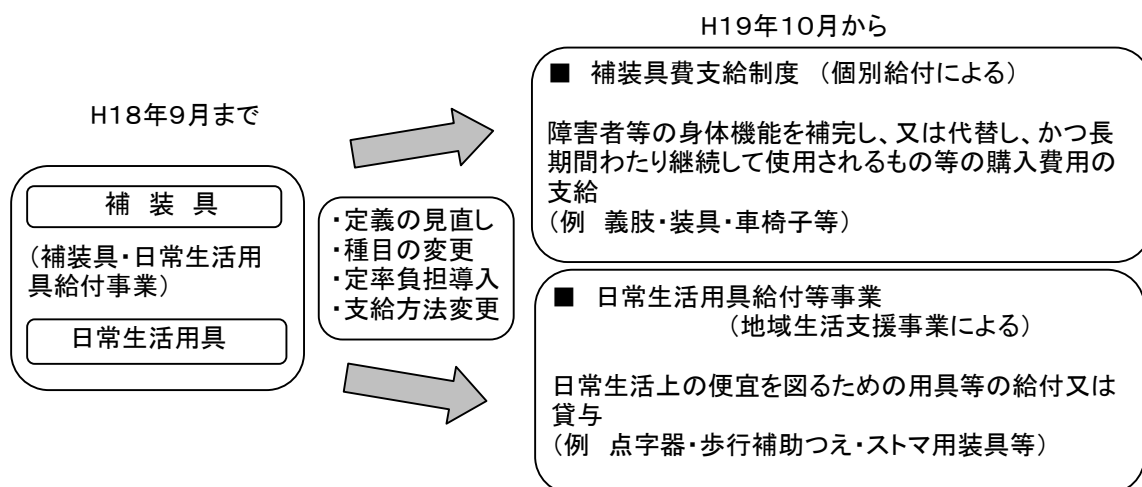
平成 18 年 10 月からは、これまでの補装具給付事業と日常生活用具給付事業は、個別給付である補装具費支給制度と地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業に再編されました。

■ 自立支援医療



※厚生労働省資料参考

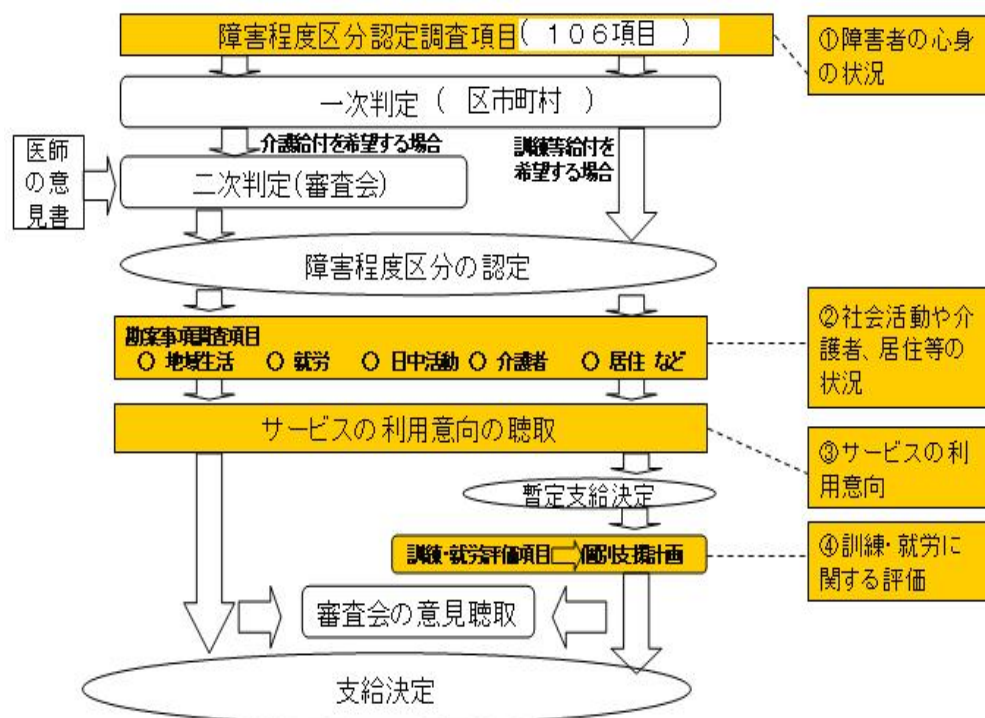
■ 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業



（２）支給決定までの流れ

サービスの支給決定は、障害福祉に関する有識者の方々と構成する審査会で審議された障害程度区分等を勘案してサービス内容を決定します。（訓練等給付は審査会の審査を行いません。）

障害程度区分は障害者の心身の状況等から比較的軽い介護が必要とされる区分１からもっとも介護の必要性が高いとされる区分６までの６段階に分かれています。



※厚生労働省資料参考

（３）利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（原則１割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費の実費負担も見直され、３障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

障害者サービスの定率負担は、所得に応じて次の４区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

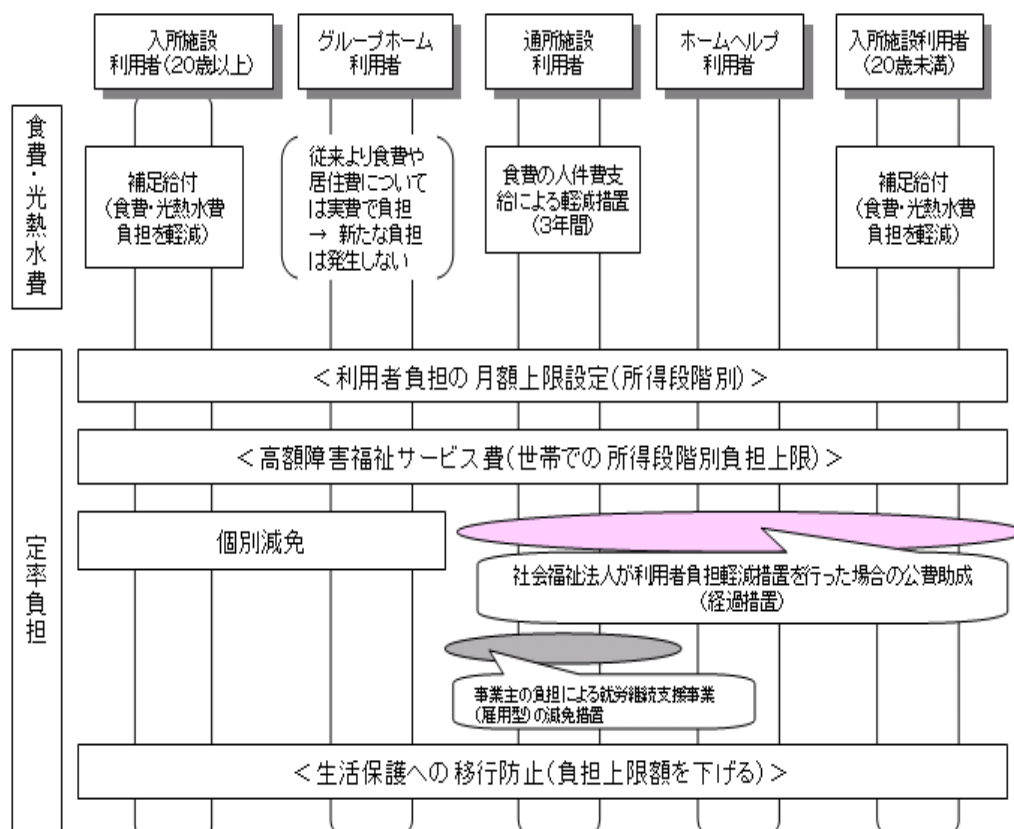
区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得１	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が８０万円以下の方	１５,０００円
低所得２	市町村民税非課税世帯（低所得１を除く）	２４,６００円
一 般	市町村民税課税世帯	３７,２００円

所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

また、国の制度として、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。（平成 18 年 4 月からの軽減策に加え、平成 19 年 4 月からは、利用者の負担能力に応じた軽減措置（平成 19 年度から平成 20 年度までの経過措置）が拡充されることになっています。）

なお、東京都や墨田区独自の利用者負担軽減策も講じられています。

◎ 利用者負担に関する配慮措置（国制度）



※厚生労働省資料参考

◎東京都および墨田区による利用者負担の軽減策

1	定率負担率の引き下げ(東京都)
(1)	概要 ホームヘルプを利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%とする。
(2)	対象 住民税非課税世帯の障害者(低所得1及び低所得2)
(3)	実施期間 平成18年度から20年度まで
2	社会福祉法人軽減の対象事業者の拡大(東京都)
(1)	概要 社会福祉法人が行う負担上限額を半額とする軽減措置を他の法人を利用する者が受けられるよう対象事業者を拡大する。
(2)	対象 住民税非課税世帯の障害者で、収入等が基準額以下の者(国の基準と同等)
(3)	実施期間 平成18年度から20年度まで
3	食費負担額の引き下げ(墨田区)
(1)	概要 区内法内通所施設利用者に対して、食費の利用者負担額を一律370円とする。
(2)	対象 所得区分を問わない
(3)	実施期間 平成18年度から20年度まで
4	自立支援給付の定率負担率の引き下げ(墨田区)
(1)	概要 ホームヘルプ・児童デイサービス・短期入所を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%・5%とする。
(2)	対象 ①住民税非課税世帯の障害者 : 3%
	②所得税非課税世帯の障害者(①を除く) : 5%
(3)	実施期間 平成18年10月から20年度まで
5	地域生活支援事業の定率負担率の引き下げ(墨田区)
(1)	概要 地域生活支援事業の移動支援事業・日常生活用具給付等給付事業・日中一時支援事業を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%・5%とする。
(2)	対象 ①住民税非課税世帯の障害者 : 3%
	②住民税課税世帯の障害者 : 5%
(3)	実施期間 平成18年10月から20年度まで

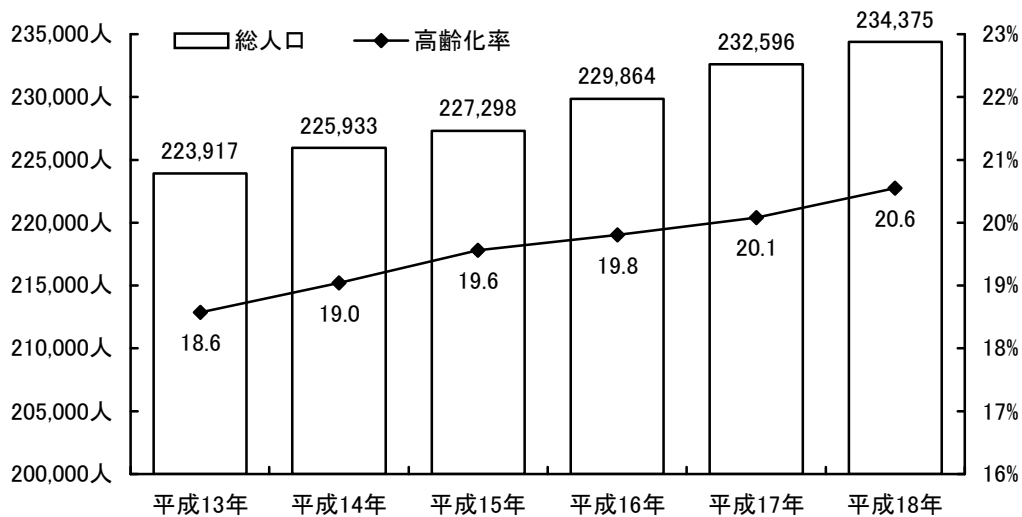
II 墨田区における障害者の推移

1. 墨田区の総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、近年、転入が転出を上回るとともに、外国人登録者が増加傾向にあることから、平成18年1月1日現在234,375人となっており、平成13年以降微増の傾向にあります。今後も、昨今の都心回帰を背景に集合住宅の建設が進むなどして、平成27年の人口は約24万人に達すると予測されています。

また、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成18年1月1日現在20.6%と、平成13年と比べて2.0ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。

墨田区の総人口の推移



※ : 各年1月1日現在

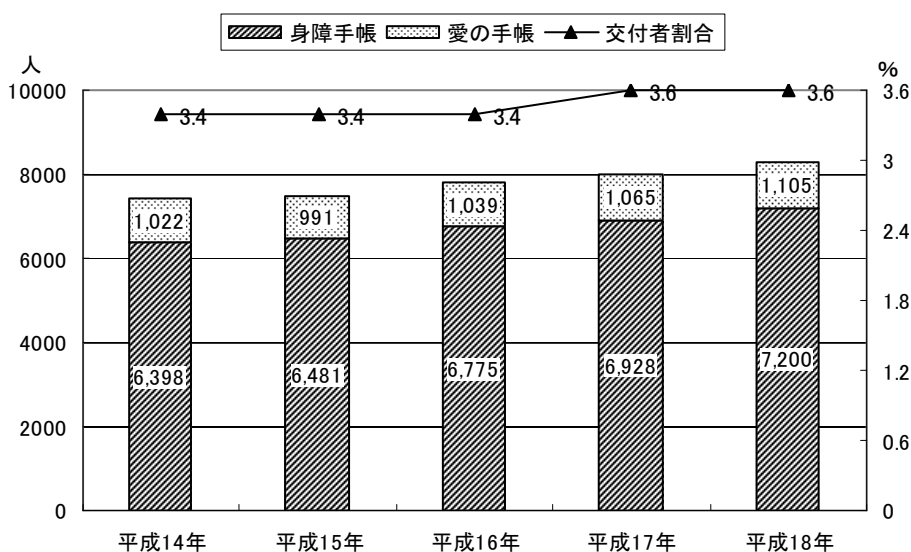
資料 : 住民基本台帳人口及び外国人登録者数（但し、高齢化率は住民基本台帳人口による）

2. 障害者の推移

平成 18 年 3 月 31 日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者 7,200 人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者 1,105 人となっており、漸増の傾向にあります。

一方、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または通院医療公費負担制度申請者の人数でとらえると、平成 18 年 3 月 31 日現在 1,660 人となっており、平成 15 年 3 月 31 日時点の申請者数を大きく上回っています。

心身障害者手帳交付者数の推移



※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※ : 手帳交付者割合＝手帳交付者数合計／総人口（各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳）

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度申請者数の推移

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
手帳のみ	47 人	63 人	32 人	128 人
手帳・通院医療公費負担制度双方	206 人	283 人	344 人	353 人
通院医療公費負担制度のみ	644 人	1,330 人	844 人	1,179 人
計	897 人	1,676 人	1,220 人	1,660 人

※ : 各年 3 月 31 日現在

※ : 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は 2 年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

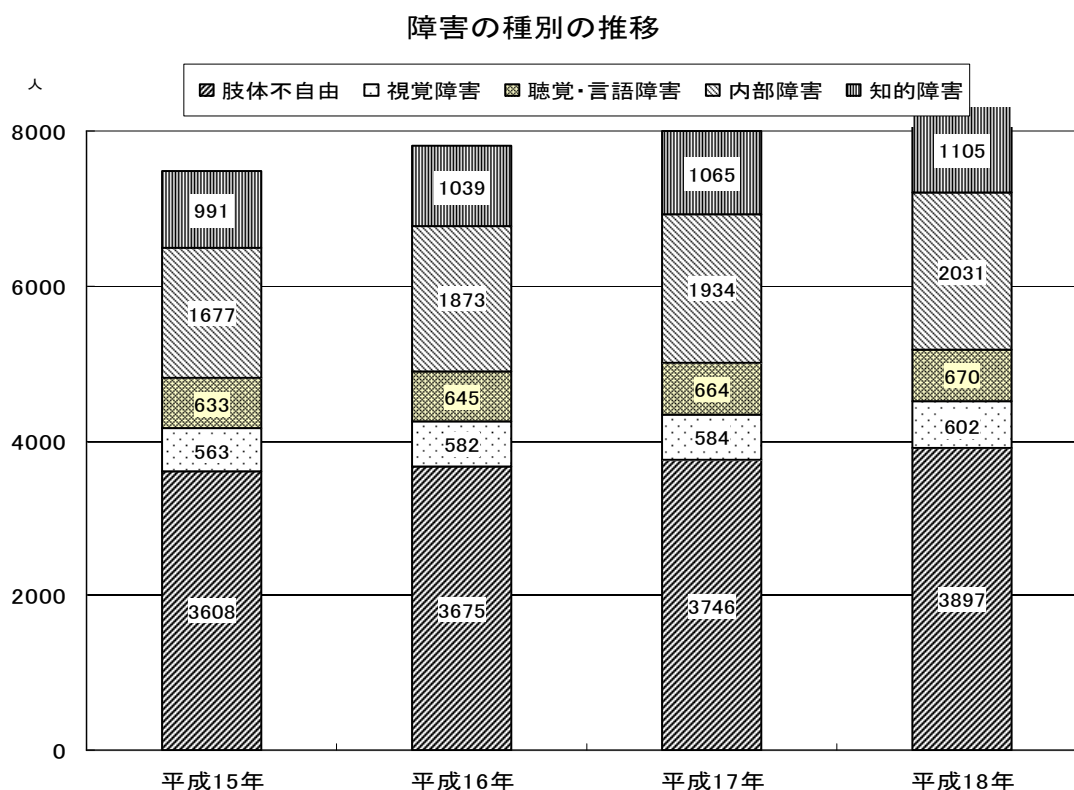
資料：墨田区の福祉・保健

3. 障害の種別の推移と高齢化

障害の種別を平成 18 年 3 月 31 日現在の障害者手帳の交付状況からみると、「肢体不自由」3,897 人、「視覚障害」602 人、「聴覚・言語障害」670 人、「内部障害」2,031 人、「知的障害」1,105 人となっています。

障害の程度については、身体障害者手帳交付者においては、平成 18 年時点で、1～2 級の重度の障害者が 3,752 人と全体の約半数を占めています。また、65 歳以上の高齢者が 58%となっており、平成 15 年時と比べて高齢化が進んでいます。

愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者においては、平成 2 年以降重度（2 度）及び軽度（4 度）の人の増加が続いており、平成 18 年時点では、平成 15 年時点と比べて重度の人が約 4%、軽度の人約 25%増えています。

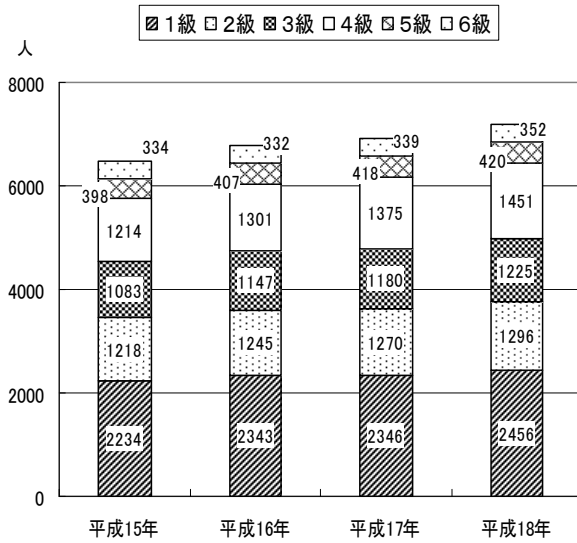


※ : 各年 3 月 31 日現在

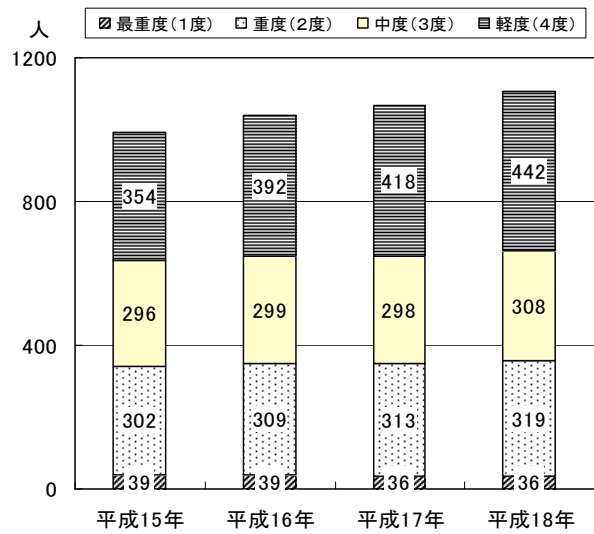
資料 : 墨田区の福祉・保健

障害の程度の推移

身体障害者手帳交付者



愛の手帳(知的障害者の手帳)交付者

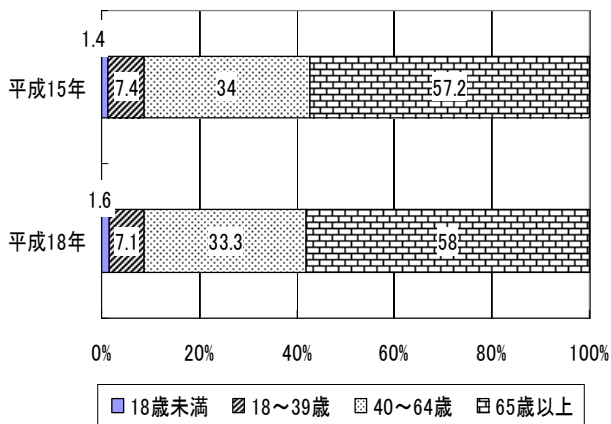


※ : 各年3月31日現在

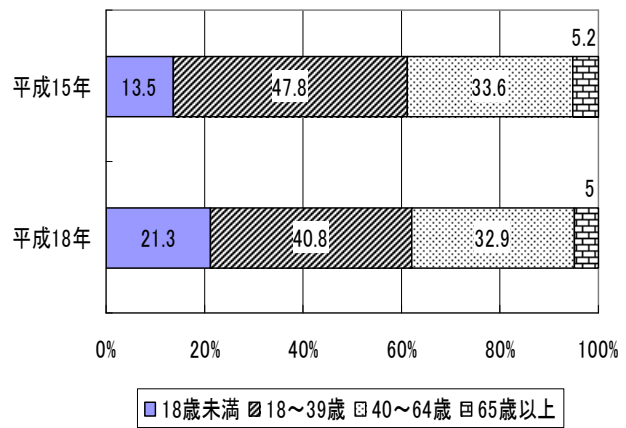
資料 : 墨田区の福祉・保健

年齢構成

身体障害者手帳交付者



愛の手帳(知的障害者の手帳)交付者



※ : 各年3月31日現在

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

4. 福祉サービス利用状況

(1) 在宅サービス

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の一環として、平成 15 年 4 月より、障害者のサービス利用のしくみは、行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度に移行しました。支援費制度以降の在宅サービスの利用状況は下表のとおりであり、特に知的障害者において、ホームヘルプサービス、ショートステイの利用者数が増加しています。

精神障害者については、支援費制度の対象外となっていましたが、平成 17 年度は、ホームヘルプサービスの利用が 42 世帯、デイケアの参加者が延 1,309 人となっています。

支援費制度及び障害者自立支援法による在宅サービス利用者数

		平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年
		4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月
ホームヘルプサービス	身体障害	129 人	143 人	144 人	148 人	150 人	159 人	144 人
	知的障害	27 人	27 人	29 人	39 人	41 人	51 人	39 人
	心身障害児	12 人	18 人	9 人	11 人	14 人	19 人	21 人
	精神障害者							33 人
デイサービス	身体障害							
	知的障害			10 人	13 人	13 人	18 人	16 人
	心身障害児						1 人	1 人
ショートステイ ※ 1	身体障害	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人
	知的障害	6 人	9 人	10 人	10 人	27 人	20 人	26 人
	心身障害児	4 人	1 人	6 人	1 人	10 人	8 人	8 人
グループホーム ※ 2	知的障害	25 人	28 人	37 人	45 人	48 人	51 人	61 人
	精神障害者							4 人

※ 1 : ショートステイは日中受入を含む

※ 2 : グループホームは区外施設の利用を含む

資料：福祉保健部障害者福祉課

精神障害者ホームヘルプサービス利用状況

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
派遣世帯数	18 世帯	31 世帯	34 世帯	42 世帯
派遣時間数	826.5 時間	1,406 時間	1,805.5 時間	1,905 時間

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者デイケア利用状況

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
実施回数	97 回	99 回	99 回	98 回
延参加人数	1,168 人	1,446 人	1,367 人	1,309 人

資料：墨田区の福祉・保健

難病患者等ホームヘルプサービス利用状況

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
派遣世帯数	1 世帯	実績なし	実績なし	実績なし
派遣時間数	73 時間			

資料：墨田区の福祉・保健

(2) 施設サービス

平成 18 年 4 月現在における支援費制度の対象施設の利用状況をみると、身体障害者については、35 人が入所施設を利用し、3 人が通所授産施設を利用しています（いずれも区外施設）。

知的障害者では、区内施設を中心に 48 人が通所更生施設、147 人が通所授産施設を利用している一方で、170 人が区外の入所施設を利用しています。

障害者を支援するための区内の施設の整備・利用状況をみると、グループホームは平成 13 年から同 18 年の 6 年間で 6 か所から 14 か所へと倍増しています。平成 17 年 10 月現在の墨田区のグループホーム普及率（18 歳以上の愛の手帳交付者数に占めるグループホーム定員数）は 6.75%で、東京 23 区内で第 3 位となっています（東京都調査）。

一方で、平成 18 年 4 月 1 日現在における、将来的な入所希望も含めた施設への入所待機者（身体障害者・知的障害者）は 25 人、通所待機者は 4 人、グループホーム待機者は 2 人となっています。また、今後の養護学校卒業予定者は、平成 18 年以降 10～20 人前後で推移することが見込まれており、今後ともグループホーム等の生活の場、卒業後の就労や日中活動の場の確保を一層推進していくことが求められています。

支援費制度の対象施設利用者数

身 体 障 害		平成 17 年	平成 18 年
入 所	肢体不自由者更生施設	3 人	3 人
	視覚障害者更生施設	1 人	0 人
	内部障害者更生施設	2 人	2 人
	身体障害者療護施設	14 人	14 人
	身体障害者入所授産施設	17 人	16 人
	入 所 計	37 人	35 人
通 所	身体障害者通所授産施設 視覚障害者更生施設	2 人	3 人
	通 所 計	2 人	3 人
合 計		39 人	38 人

知 的 障 害		平成 17 年	平成 18 年
入 所	知的障害者入所更生施設	151 人	162 人
	知的障害者入所授産施設	8 人	8 人
	入 所 計	159 人	170 人
通 所	知的障害者入所更生施設 (通所事業)	0 人	1 人
	知的障害者通所更生施設	48 人	48 人
	知的障害者通所授産施設	144 人	147 人
	通 所 計	192 人	196 人
通勤寮		2 人	2 人
合 計		353 人	368 人

※ : 各年 4 月 1 日現在

※ : 各施設の利用者数は、区外施設の利用を含む

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

区内の身体障害者・知的障害者関連施設の整備・利用状況

施 設 名 称		開設年	定員	利用者数
福祉作業所	墨田福祉作業所	昭和 53 年	60 人	58 人
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成 5 年	60 人	55 人
	墨田さんさんプラザ	平成 16 年	55 人	46 人
	すみだ厚生会館	平成 元 年	20 人	19 人
	墨田七福福祉作業所	昭和 53 年	20 人	20 人
	墨田第 2 七福福祉作業所	昭和 56 年	15 人	17 人
心身障害児 通所訓練所	独楽の会	昭和 50 年	15 人	15 人
	墨田こどもの家	昭和 59 年	23 人	23 人
	サクラ子供教室	平成 10 年	9 人	9 人
肢体不自由児（者）通所訓練所（亀沢のぞみの家内）		昭和 53 年	－人	25 人
知的障害者デイサービス「すみだワクワク工房」		平成 16 年	15 人	－
知的障害者通所更生施設「はばたき福祉園」（すみだ福祉保健センター内）		平成 元 年	48 人	53 人 (※1)
心身障害児療育施設「みつばち園」（すみだ福祉保健センター内）		平成 元 年	－	193 人 (※2)
身体障害者福祉センターB型（すみだ福祉保健センター内）		平成 元 年	－	411 人 (※2)
心身障害者（児） ショートステイ	すみださんさんるーむ	平成 12 年	3 人	－
	すみだ青年の家	平成 11 年	2 人	－
	あとむ	平成 13 年	2 人	－
知的障害者 グループホーム	たちばな荘	平成 3 年	4 人	4 人
	きんしホーム	平成 5 年	4 人	3 人
	東あずま寮	昭和 60 年	4 人	4 人
	岡田寮	平成 6 年	5 人	5 人
	両国寮	平成 14 年	4 人	4 人
	小村井寮	平成 15 年	4 人	4 人
	東墨田寮	平成 15 年	7 人	7 人
	宮下荘	平成 16 年	4 人	4 人
	トモニ福祉サービス八広第一	平成 16 年	7 人	5 人
	トモニ福祉サービス八広第二	平成 16 年	7 人	7 人
	トモニ福祉サービス向島	平成 17 年	7 人	5 人
	てんとう虫	平成 16 年	4 人	4 人
	ジーエイチ誠和寮	平成 16 年	4 人	4 人
	かぶと虫	平成 17 年	4 人	4 人

※ ：平成 18 年 4 月 1 日現在

※ ：各施設の利用者数は、区外居住者も含む

※1 ：はばたき福祉園の定員を超える 5 名分は、重度知的障害者能力育成特別対策事業として受け入れている

※2 ：平成 18 年 3 月の利用人数

資料：墨田区の福祉・保健

区内の精神障害者関連施設の整備・利用状況

施 設 名 称		開設年	定員	利用者数
社会復帰訓練施設	隅田作業所	昭和 55 年	—	24 人
	ユニークエ芸	昭和 62 年	—	35 人
	つばさ作業所	平成 2 年	—	20 人
	すみだ花工房	平成 9 年	—	15 人
	ユニーククラブ	平成 14 年	—	20 人
	ユニークがらん堂	平成 15 年	—	20 人
グループホーム	ふるさとホーム	平成 15 年	4 人	4 人
精神障害者地域生活支援センター「友の家」		平成 16 年	—	14 人

※ : 平成 18 年 3 月 31 日現在

資料 : 福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課

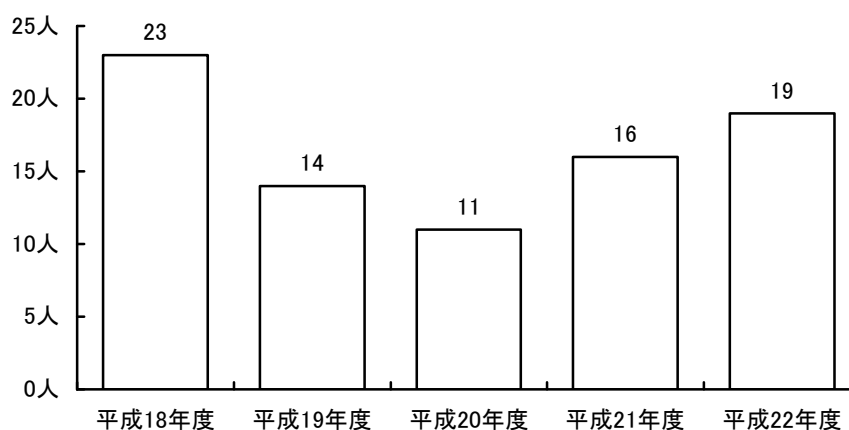
施設サービス種別待機者数

施設サービス種別		待機者数
入所施設	知的障害	18 人
	身体障害	7 人
通所施設	知的障害	4 人
グループホーム	知的障害	2 人

※ : 平成 18 年 3 月 31 日現在

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

養護学校等卒業予定者の推移



※ : 墨田養護学校、墨東養護学校、区内身障学級在学者を対象

資料 : 福祉保健部障害者福祉課

Ⅲ 数値目標の設定

現行の福祉施設^①が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、施設入所者の地域生活への移行、受入れ条件が整えば退院できる入院中の精神障害者（以下、「退院可能精神障害者」という。）の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労移行等の 3 項目について、数値目標を設定します。

なお、現在値の設定は平成 17 年 10 月とします。

1. 施設入所者の地域生活への移行

現時点の障害者施設入所者^②のうち、自立訓練等を利用し、平成 23 年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

平成 17 年 10 月現在、墨田区では 203 人が入所施設サービス^③を利用しています。平成 23 年度末には現在の施設入所者の 1 割以上が地域生活に移行するという国の基本指針に合わせて、合計 21 名の地域生活移行者数を目標値として設定します。

一方、21 名の地域生活移行者の代わりに、入所施設待機者や障害児施設における過年齢者など真に入所施設におけるサービスが必要な障害者の入所を促進します。

項目	数値	考え方
目標値（地域生活移行者数）	21 人	現入所者数の 1 割が地域生活へ移行する。
現入所者数	203 人	平成 17 年 10 月の利用者数。
平成 23 年度入所者数	203 人	平成 17 年 10 月の利用者数と同人数とする。

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

現時点の退院可能精神障害者のうち、平成 23 年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

平成 17 年 10 月現在、墨田区では退院可能精神障害者は 92 人（東京都の指針に基づく暫定的対象者）います。東京都の基本指針では、地域生活に移行する人の目標は暫定的対象者の 5 割以上となっていますが、平成 16 年度実施の「東京都精神保健福祉ニーズ調査結果」によると、対象者の 23%が高齢者施設への入所を希望していることを踏まえ、墨田区では 35 人を退院可能精神障害者数の減少目標値として設定します。

項目	数値	考え方
現在	92 人	平成 17 年 10 月 1 日現在の退院可能精神障害者数
目標値（減少値）	35 人	$92 \text{ 人} \times 1/2 \times 77\%$ （暫定的対象者-高齢者施設入所希望者）

3. 福祉施設利用者の一般就労移行等

（１）福祉施設利用者の一般就労移行

支援費制度^④下の平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の墨田区における一般就労移行者数は合計で 5 人（平均 1.7 人）でした。このことから、平成 23 年度末での年間一般就労移行者の数値目標は現在値の 4 倍とする国の基本指針（都の指針は現在値の 2 倍）に合わせて $1.7 \text{ 人} \times 4 \div 7 \text{ 人}$ とします。

項目	数値	考え方
【現 在】 年間一般就労移行者数	1.7 人	平成 15～17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数：5 人／3 年＝1.7 人（1 年当たり）
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	7 人	◇平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の人数： $1.7 \text{ 人} \times 4 \div 7 \text{ 人}$

（２）就労移行支援事業利用者数

平成 17 年 10 月現在、墨田区では 302 人が通所授産施設^⑤や小規模作業所^⑥などで福祉就労型のサービスを利用しています。このうち、就労実現性の高い 50 歳未満の身体障害者、知的障害 3・4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの方の合計人数（148 人）に、今後の養護学校卒業生や退院可能精神障害者数等（43 人）を勘案し、平成 23 年度末までの就労移行支援事業利用者数の数値目標は、 38 人 （ $191 \times 0.2 \div 38$ ）と設定します。

項目	数値	考え方
【現 在】 就労実現性の高い利用者数	191 人	50 歳未満の身体障害者・知的障害 3・4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	38 人	就労実現性の高い利用者数 $\times 0.2$

（３）就労継続支援（Ａ型）事業利用者数

平成 17 年 10 月現在、墨田区では 302 人が通所授産施設や小規模作業所などで福祉就労型のサービスを利用しています。また、養護学校卒業生などで就労継続支援事業のニーズを持つ方は増加すると考えられます。一方、墨田区には大企業による特例子会社が数社あり、今後もそれらへの一般就労が見込まれます。これらの特性を考慮し、就労継続支援（Ａ型）事業についての目標数を定めます。

項目	数値	考え方
就労継続支援事業利用者見込数	259 人	日中活動系サービス全体数－就労継続支援以外の事業利用者見込み数
【目標値】 就労継続支援Ａ型事業利用者数	10 人	就労継続支援事業利用者数全体から、墨田区の特性を考慮して定める。

Ⅳ 指定障害福祉サービス等の必要量見込みと確保

ここでは各項目毎に、各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、墨田区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し、算定をしています。

1. 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援）

【サービス内容】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【必要量見込み】

現在の支援費制度に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定めます。

墨田区では、平成15年4月からの支援費制度以降のホームヘルプサービスの状況はほぼ平準化しているものの、知的障害者・児童・精神障害者の利用者数が増加しています。これらのことから、必要量の見込みについては前年度比5%増加と推計します。

現 状			
時 期	実績人数	実績時間	1人当たりの時間
平成15年10月	188人	4,506時間	24.0時間
平成16年10月	198人	3,990時間	20.2時間
平成17年10月	229人	4,353時間	19.0時間

必要量の見込				
サービス種類	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
18 年度	4,571 時間分			
19 年度	4,800 時間分			
20 年度	5,040 時間分			
23 年度	5,834 時間分			

【確保方策】

障害福祉施策の安定的な実施には、サービスの質とともに量の確保が必要となります。今後は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの定着に伴い、障害福祉サービス利用者はさらに増加が見込まれており、今後も障害福祉サービス提供事業者は増加が見込まれます。平成 18 年 3 月現在、区内では事業を行う訪問系サービス事業者が 60 件あります。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

2. 日中活動系サービス全体の見込み

支援費制度等に基づいて障害者等の支援を行う施設のサービス利用者と小規模作業所等の利用者の合計数を基礎として、養護学校の卒業者数の見込みを合算し、一般就労移行見込者や地域活動支援センター等および法定外施設の利用者見込数を控除して算出します。

現状と見込									
項目	法定施設 ^⑦	法定施設以外の施設 ^⑧	養護学校卒業見込	精神障害者の地域生活移行者	小計	福祉施設からの一般就労見込	地域活動支援センター等	法定施設外	最終見込み数
	A	B	C	D	E C + D = A + B +	F	G	H	I = E - F - G - H
平成 17 年 10 月	191	211	—	—	402	—	0	211	191
平成 18 年度	191	211	—	2	404	2	16	195	191
平成 19 年度	224	178	22	5	429	3	16	162	248
平成 20 年度	291	135	13	7	446	4	55	80	307
平成 23 年度	400	74	11	7	492	7	74	0	411

3. 生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【必要量見込】

現在の法定施設利用者のうち障害程度区分^⑨が区分3以上又は50歳以上の区分2以上（入所施設利用者は区分4以上又は50歳以上は区分3以上）に該当する方の見込数を基礎として、現在の利用者ニーズや近年の利用者数の伸び、さらに小規模作業所等の利用者のうち、生活介護の対象者と見込まれる方を勘案して必要量を見込みます。

現在、墨田区において、生活介護の対象者と見込まれる78人については、知的障害者通所更生施設「はばたき福祉園」（平成元年開設定員48人）と「肢体不自由児者通所訓練所」（昭和53年開設）の2か所でサービスを受けています。また、養護学校等の卒業者推移を見ると、生活介護対象見込者は平成19年度で知的11人、身体1人、平成20年度で知的5人、身体2人と推計されます。

これらのことを基に下記のとおり必要量を見込みます。

必要量の見込			
項 目	数 値	(人分/月)	考え方
平成18年度	1,544 人日分	78 人分	前年度実績に開所日数(22日)および利用率(0.9)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成19年度	1,782 人日分	90 人分	前年度実績に養護学校卒業生数等を加え、開所日数(22日)および利用率(0.9)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成20年度	1,920 人日分	97 人分	
平成23年度	2,079 人日分	105 人分	105人分と推計し、開所日数(22日)および利用率(0.9)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では、生活介護事業への移行見込施設としては、知的障害者通所更生施設「はばたき福祉園」（平成元年開設定員48人）と「肢体不自由児者通所訓練所」（昭和53年開設）の2か所あります。近年「はばたき福祉園」は定員一杯の状態で、卒後対策事業（定員9人）を実施し、平成17年10月現在、定員の外に5人の受け入れをおこなっています。「肢体不自由児

者通所訓練所」は平成 18 年度の利用者数は 25 人となっています。

今後はこれらの施設を新体系サービスに移行するよう誘導すると共に、平成 23 年度までに生活介護事業施設を整備していきます。

4. 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います

【必要量見込】

現在の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標等を勘案して、量の見込みを定めます。

現在、墨田区において、対象となる入所施設で 6 人がサービスを利用しており、地域生活移行後、自立訓練（機能）を利用すると見込まれます。現在の施設の新体系への移行を見極めたうえで、必要量の把握に努めます。

現 状				
施設種類	肢体不自由者更生	視覚障害者更生	内部障害者更生	合 計
平成 15 年 10 月	2 人	1 人	2 人	5 人
平成 16 年 10 月	3 人	0 人	2 人	5 人
平成 17 年 10 月	3 人	1 人	2 人	6 人

必要量の見込			
項 目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 18 年度	53 人日分	6 人分	月間の利用人員を推計し、それらの者に必要な必要量を見込む。 （「人日分」＝「月間の利用人員」× 「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）
平成 19 年度	53 人日分		
平成 20 年度	53 人日分		
平成 23 年度	53 人日分	6 人分	

【確保方策】

入所施設の新体系への移行を把握した後、関係機関と調整を図ります。

5. 自立訓練（生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います

【必要量見込】

①地域において親等と暮らすものであって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれるもの、②退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズを勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれるもの、を勘案して生活訓練事業の対象者の数を見込みます。また、入院先の病院が病床を転換する等により自立訓練（生活訓練）事業を実施することも想定されることから、関係機関と調整を図り、墨田区における自立訓練（生活訓練）事業の必要量について見極めることにします。

必要量の見込			
項 目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 18 年度	— 人日分	— 人分	
平成 19 年度	62 人日分	7 人分	月間の利用人数を推計し、必要量を見込む。 (①5 人+②2 人) × 22 日 × 0.4 (週 2 日)
平成 20 年度	70 人日分	8 人分	月間の利用人数を推計し、必要量を見込む。 (①5 人+②3 人) × 22 日 × 0.4 (週 2 日)
平成 23 年度	70 人日分		
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

民間事業者を誘導し、必要量の確保に努めます。

6. 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

【必要量見込】

下記の①から③を合算した数から一般就労する人数を控除し、就労移行支援事業の目標値等

を勘案して必要量の見込みます。

- ① 福祉施設利用者のうち、一般就労の実現可能性の高い身体障害者、知的障害 3・4 度の方、または精神障害 3 級・通院医療のみの方で、なおかつ 50 歳未満の利用者数。
- ② 養護学校卒業者等新たに就労系福祉サービスの対象者と見込まれる者の数。
- ③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数。

平成 17 年 10 月現在、墨田区では 302 人が通所授産施設や小規模作業所などで福祉就労型のサービスを利用しています。このうち、就労実現性の高い身体障害者、知的障害 3・4 度の方、または精神障害 3 級・通院医療のみの方で、なおかつ 50 歳未満の利用者数は 148 名になります。また、養護学校卒業生などで就労移行支援事業のニーズを持つ方は増加すると考えられます。必要量の見込みに当たっては、国の指針において平成 23 年度末までの就労支援事業利用者数が福祉施設利用者の 2 割を目標と定めたことから、これらの目標を達成する規模の就労移行支援サービスの必要量を見込みます。このサービスは利用期間が定められているため、その他のサービスや一般就労等も考慮して、必要量を定めます。

現状と見込					
項目	就労見込 算定対象者	養護学校 卒業見込	退院可能精神 障害者数	福祉施設 からの一般 就労者数	合計
	A	B	C	D	= A + B + C - D
平成 17 年 10 月	148 人	—	—	—	148 人
平成 18 年度	148 人	—	2 人	2 人	148 人
平成 19 年度	148 人	10 人	5 人	3 人	160 人
平成 20 年度	160 人	6 人	7 人	4 人	169 人
平成 23 年度	183 人	8 人	7 人	7 人	191 人

必要量の見込			
項 目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 18 年度	198 人日分	10 人分	就労系サービスの 2 割を就労移行支援事業の目標数とし、これを達成する規模の人数を見込む。 開所日数(22 日)および利用率(0.9)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 19 年度	198 人日分	10 人分	
平成 20 年度	198 人日分	10 人分	
平成 23 年度	396 人日分	20 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス供給量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では新規に就労移行施設への移行を計画している事業所が1箇所あります。また、平成23年度までに就労移行支援事業を行う施設を整備していきます。

7. 就労継続支援（A型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成17年10月現在、墨田区では302人が通所授産施設や小規模作業所などで福祉就労型のサービスを利用しています。また、養護学校卒業生などで就労継続支援事業のニーズを持つ方は増加すると考えられます。一方、墨田区には大企業による特例子会社等が数社あり、今後もそれらへの一般就労や他のサービスの利用も相当数見込まれます。これらの特性を考慮し、就労継続支援（A型）事業についての必要量を見込みます。

必要量の見込 1				⇒	就労継続支援 (A型)
項目	日中活動系 サービス 利用者数	就労継続支援 事業以外の サービス利用 者数	合計		
	A	B	= A - B		
平成18年度	191人	102人	89人		10人
平成19年度	248人	122人	126人		10人
平成20年度	307人	131人	176人		10人
平成23年度	411人	152人	259人		10人

必要量の見込 2			
項 目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 18 年度	198 人日分	10 人分	就労継続支援事業全体のうち、A 型事業の人数を求め、開所日数(22 日)および利用率(0.9)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 19 年度	198 人日分	10 人分	
平成 20 年度	198 人日分	10 人分	
平成 23 年度	198 人日分	10 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

旧法施設支援事業(通所授産施設)等からの誘導を行うとともに、平成 23 年度までに就労継続支援(A 型)事業を行う施設を整備していきます。

8. 就労継続支援(B 型)

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 17 年 10 月現在、墨田区では 302 人が通所授産施設や小規模作業所等で福祉就労型のサービスを利用しています。また、養護学校卒業生等で就労継続支援事業のニーズを持つ方は増加すると考えられます。必要量の見込に当たっては、就労継続支援事業全体の見込数から就労継続支援(A 型)事業のサービス利用者数を控除し、就労継続支援(B 型)事業における必要量を見込みます。

必要量の見込 1			
項目	就労継続支援 事業利用者数	就労継続支援（A型）事業 のサービス利用者数	合計
	A	B	= A - B
平成 18 年度	89 人	10 人	79 人
平成 19 年度	126 人	10 人	116 人
平成 20 年度	176 人	10 人	166 人
平成 23 年度	259 人	10 人	249 人

必要量の見込 2			
項 目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 18 年度	1564 人日分	79 人分	就労継続支援事業全体のうち、B型事業の人数を求め、開所日数(22 日)および利用率(0.9)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 19 年度	2297 人日分	116 人分	
平成 20 年度	3287 人日分	166 人分	
平成 23 年度	4930 人日分	249 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では現在、就労系サービスとして旧法支援事業（通所授産施設等）を行う事業所が 3 箇所あります。また、法定外施設からの法内事業への誘導も含め、適宜、就労継続支援（B 型）事業への移行を促します。

9. 療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【必要量見込】

進行性筋萎縮症者療養等給付事業対象者と伸び率を勘案し、必要量を見込みます。墨田区では平成 17 年 10 月現在、進行性筋萎縮症者療養等給付事業対象者は 8 名です。今後、年に一人ずつの利用者の増加を見込みます。

必要量の見込		
項 目	数 値	考え方
平成 18 年度	8 人分	前年度と同じと見込む
平成 19 年度	9 人分	これまでの利用実績を踏まえ、前年度比 1 人増と見込む
平成 20 年度	10 人分	
平成 23 年度	13 人分	

【確保方策】

入所施設、病院等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

10. 児童デイサービス

【サービス内容】

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います

【必要量見込】

平成 17 年 10 月現在、墨田区では月間のべ 281 人が児童デイサービスへの移行対象施設である心身障害児療育施設「みつばち園」において、法定外事業としてサービスを利用しています。今後も利用者の増加が見込まれます。

現 状		
項 目	数 値	考え方
平成 17 年度	327 人日分	集団：月 4 回 32 名 月 2 回 22 名 個別：月 1 回 155 名

必要量の見込		
項 目	数 値	考え方
平成 18 年度	358 人日分	前年度の利用希望者数の増加分を加え、集団および個別療育支援実績に基づき、必要量を見込む。
平成 19 年度	404 人日分	
平成 20 年度	450 人日分	
平成 23 年度	540 人日分	
（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）		

【確保方策】

現在、心身障害児療育施設として運営している「みつばち園」を新体系サービスへの移行を促すとともに、平成 23 年度までに児童デイサービス事業を行う施設を整備します。

11. 短期入所

【サービス内容】

自宅で、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

短期入所の利用者数、精神障害者の利用見込み、平均利用日等を勘案して必要量を見込みます。区内の短期入所施設は、知的障害者対象の墨田さんさんルームが平成 12 年に開設、平成 16 年 4 月から法内施設に移行しています。平均利用日数は、区外施設で 2 週間程度、区内施設で 2 日程度です。必要量の見込みに当たっては、決定の基準単位である 7 日間に設定し、利用伸び率を前年比 10% 増として見込みます。

現 状	
時 期	実績人数
平成 17 年 10 月	24 人

必要量の見込		
項 目	数 値	考え方
平成 18 年度	185 人日分	決定の基準単位である 7 日間に設定し、 利用伸び率を前年比 10% 増として必要 量を見込む。
平成 19 年度	203 人日分	
平成 20 年度	224 人日分	
平成 23 年度	298 人日分	
（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数 （利用率を加味）」）		

【確保方策】

平成 18 年 3 月現在、区内では短期入所事業を行うサービス事業者が 1 箇所あります。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。また、新たなニーズに応じられるように区内の事業者の育成・支援に努めます。

12. 共同生活援助・共同生活介護

【サービス内容】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。共同生活介護は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

現在のグループホーム・生活寮の利用者数に入所施設からの地域移行や退院可能精神障害者数を勘案して、必要量の見込みを定めます。

現 状	
時 期	実績人数
平成 17 年 10 月	77 人

必要量の見込		
項 目	数 値	考え方
平成 18 年度	84 人分	前年度実績に、平成 18 年度の新たな利用者を加えて見込む。 地域生活移行等により 2 名増を見込む。
平成 19 年度	86 人分	
平成 20 年度	88 人分	
平成 23 年度	103 人分	平成 21 年度～平成 23 年度で地域生活移行等により 15 名増を見込む。

【確保方策】

平成 18 年 3 月現在、墨田区内には既に共同生活援助事業として運営しているグループホームが 15 箇所あります。今後は入所施設者や退院可能精神障害者の地域生活移行で新たなニーズ等が見込まれることから、平成 23 年度までに共同生活援助・共同生活介護事業を行う民間事業者の誘導を行います。また、区外のグループホームを利用している方もいますので、それらの事業者と連携を図り、十分なサービス提供量を確保していきます。

なお、生活状況の変化などによる新たなニーズについても考慮し、サービス提供量の確保に努めます。

13. 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

【必要量見込】

現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な人の新規利用者数を足して、必要量を見込みます。

現 状	
時 期	実績人数
平成 17 年 10 月	203 人

必要量の見込				
項 目	入所人数	地域移行	新規利用	合計
	A	B	C	$= A - B + C$
平成 18 年度	203 人分	—	—	203 人
平成 19 年度	203 人分	2 人	2 人	203 人
平成 20 年度	203 人分	2 人	2 人	203 人
平成 23 年度	203 人分	5 人	5 人	203 人

【確保方策】

入所施設等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

14. 相談支援

【サービス内容】

入所施設や病院から地域生活に移行する障害者や単身で生活しているために自ら福祉サービスの利用調整が困難な障害者等を対象に、自立を促すための計画的な支援をおこないます。

【必要量見込】

居宅介護事業における平成 17 年 10 月の決定者数（340 人）の 3%を福祉サービス利用調整が困難な障害者として見込みます。

現 状	
時 期	実績人数
平成 17 年 10 月	340 人

必要量の見込		
項 目	数 値	考え方
平成 18 年度	10 人	340 人の 3% として必要 量を見込む。
平成 19 年度	10 人	
平成 20 年度	10 人	
平成 23 年度	10 人	

【確保方策】

民間居宅事業者等と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

V 地域生活支援事業等の実施

ここでは障害者自立支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業等について、各事業の考え方、および必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、墨田区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し、算定をしています。

1. 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。

【考え方】

平成 15 年度に支援費制度が開始されたことにより、福祉サービスの利用は、障害のある人が自ら事業者や施設を選択し、契約により利用するしくみへと移行しています。これを契機に、利用者の自己決定・自己選択に基づく適切なサービス利用を支援する体制づくりや、障害や高齢のため選択や意思決定が困難で判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性がよりいっそう高まっています。障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護するしくみづくりなどの推進を図る必要があります。

【必要量見込】

相談支援事業	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
① 障害者相談支援事業	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
② 地域自立支援協議会 ^⑩	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

【確保方策】

相談支援事業は、区の障害者福祉課、保健センターの窓口、精神障害者地域生活支援センター「友の家」で実施し、障害の種別にかかわらず、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを進めます。

また、障害のある人自身の自己決定や選択に基づくサービス利用計画の作成により、福祉・

保健・医療・就労などさまざまな支援を、個々の障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

2. コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害者を対象に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

【考え方】

墨田区では、聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に手話通訳者派遣事業を実施しています。また、平成 19 年度から要約筆記者派遣事業を実施します。今後は、両事業とも事業者に委託して実施します。

【必要量見込】

墨田区ではすでに、聴覚障害者のための手話通訳者の派遣事業を実施しており、平成 16 年度は 431 人、平成 17 年度は 441 人の派遣実績があります。また、要約筆記者の派遣事業の対象者を平成 19 年度は 110 人と見込んでいます。今後は、両事業とも前年比 3%増で増加するとして必要量を見込みます。

コミュニケーション支援事業	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
手話通訳者派遣事業	454 人	468 人	482 人	526 人
要約筆記者派遣事業	0 人	110 人	113 人	122 人

【確保方策】

墨田区ではこれまでも手話通訳者派遣事業を実施しており、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

3. 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【考え方】

障害者等の日常生活上の利便を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与します。

【必要量見込】

墨田区ではすでに、日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績に基づき、前年度比3%増で増加するとして、必要量を見込みます。

日常生活用具給付等事業	18年度	19年度	20年度	23年度
① 介護訓練支援用具	15件	16件	17件	20件
② 自立生活支援用具	44件	45件	46件	49件
③ 在宅療養等支援用具	10件	10件	10件	11件
④ 情報・意志疎通支援用具	47件	48件	50件	54件
⑤ 排泄管理支援用具	300件※	309件	318件	348件
⑥ 住宅改修費	24件	25件	25件	28件

※ 平成18年9月までは補装具等給付事業にて支給。

【確保方策】

墨田区ではこれまでも日常生活用具等給付事業を実施しており、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携し、重度障害者の日常生活上の利便を図ります。

4. 移動支援事業

【サービス内容】

障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

【考え方】

移動支援事業には大きく分けて、①個別型 ②車両型があります。

個別型については、これまで、居宅介護事業における移動介護として行ってきましたので、引き続き移動支援事業として位置付け、事業を行っていきます。

また、車両型についてはこれまで、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、肢体不自由児者通所訓練所で実施している通所バスが該当します。今後も引き続き、移動支援事業として位置付けて事業を行っていきます。

【必要量見込】

個別型については、従来、居宅介護事業における移動介護として行ってきた支給実績時間数を基に、前年度比 5%増として必要量を見込みます。

また、車両型については、これまで、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、肢体不自由児者通所訓練所で実施していた通所バスにおける利用実態を踏まえると共に、今後の生活介護事業の利用者増を勘案して見込みます。

移動支援事業	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
① 個別型	2,827 時間分	2,968 時間分	3,116 時間分	3,608 時間分
② 車両型	24,288 人日分	24,288 人日分	24,288 人日分	31,416 人日分
	(92 人×22 日 ×12 月)	(92 人×22 日 ×12 月)	(92 人×22 日 ×12 月)	(119 人×22 日 ×12 月)
	3 箇所	3 箇所	3 箇所	4 箇所

【確保方策】

個別型についてはこれまでと同様、障害福祉居宅サービス事業者に委託して実施します。車両型についてもこれまでと同様、事業者に委託して実施します。また、今後の生活介護事業施設の整備に伴う利用者増に対する方策については、施設整備に合わせて検討します。

5. 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス内容】

地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。人的配置や設備的の面等で、法律の要件を満たしていない小規模作業所等からの移行が想定されます。

【考え方】

これまで旧法に基づいて実施されていた事業のうち、指定サービス事業への移行が困難な事業について、その事業特性に応じて地域活動支援センター事業として位置づけ誘導を図ります。また、これまで法定外事業として実施していた事業についても同様に、その事業特性に応じて地域活動支援センター事業へと誘導を図ります。

【必要量見込】

地域活動支援センター機能強化事業	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
① I 型	4292 人日分	4385 人日分	4473 人日分	4696 人日分
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
② II 型	一人日分	一人日分	5280 人日分	5280 人日分
	—	—	(20 人×22 日×12 月)	(20 人×22 日×12 月)
	—	—	1 箇所	1 箇所
③ III 型	一人日分	一人日分	3960 人日分	8976 人日分
	—	—	(15 人×22 日×12 月)	(34 人×22 日×12 月)
	—	—	1 箇所	2 箇所

【確保方策】

I 型事業については地域生活支援センター・友の家に事業を委託して実施します。また、II 型・III 型事業については、民間事業者を誘導する等して整備を図ります。

6. その他の事業

障害者自立支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。墨田区ではこれまでに独自で実施してきた事業を下記のとおり引き続き実施していきます。

【墨田区における独自事業等】

1	日中一時支援事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	身体障害者自動車改造費助成事業
4	身体障害者緊急通報システム事業
5	心身障害者自動車運転教習費補助事業
6	心身障害者福祉電話事業
7	墨田区心身障害者福祉タクシー事業
8	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給事業
9	心身障害者理美容サービス事業
10	寝たきり重度心身障害者（児）に対する寝具乾燥事業
11	心身障害者福祉手当支給事業（区制度）
12	心身障害者（児）緊急一時介護事業
13	知的障害者緊急保護事業
14	身体障害者緊急一時保護施設の確保事業
15	卒後対策事業
16	知的障害者グループホーム（区型）等支援事業
17	心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度
18	法人化支援事業費
19	心身障害者福利厚生事業
20	心身障害者雇用優良事業所顕彰
21	障害者問題啓発事業
22	障害者福祉大会
23	ボランティア事業
24	隅田川花火大会障害者特別観覧席開放事業
25	心身障害者（児）通所訓練補助
26	亀沢のぞみの家通所訓練所補助
27	知的障害者デイサービス運営補助事業

28	心身障害者団体連合会補助
29	心身障害者授産事業所助成事業費
30	障害者福祉喫茶の運営費補助
31	短期入所施設運営補助事業費
32	知的障害者グループホーム運営補助事業
33	リフト付き福祉タクシー事業
34	重度脳性麻痺者介護事業
35	福祉のまちづくり整備事業
36	交通バリアフリー事業
37	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業
38	更生訓練費等給付事業
39	高次脳機能障害の患者及び家族への支援
40	精神障害者グループホームの運営支援
41	精神障害者共同作業所の運営支援
42	車いす利用者の健康診断の実施
43	訪問指導の実施
44	障害児（者）歯科相談及び健診の実施
45	こころの健康相談の実施
46	精神障害者デイケアの実施
47	障害者就労支援事業

VI 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障害者や障害児が自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。

墨田区においては、墨田区基本計画において、安心して暮らせる「すみだ」をつくるという基本目標のもと、「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる」という政策を掲げています。

本計画において設定しました指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業についての見込み量・確保の方策は(Ⅳ・Ⅴ章)、民間事業者、NPO などのサービス供給主体と連携をして整備をすることにより、福祉サービスの確保に努めていきます。

また、新体系サービスへの移行を促進する中で、事業体系を整理し、障害福祉サービスの確保に努めていきます。

障害者(児)施設は、待機者の状況や将来の利用者推移を的確に判断しながら、計画的な整備に努めます。具体的には、施策の達成をはかる指標を定め、平成 23 年度までに、下記の障害者(児)施設を整備・誘致します。

また、意欲や能力のある障害者が企業などで働くことができるよう、障害者就労支援センターの機能を強化し、ハローワークとの連携による、福祉作業所等の福祉施設から企業などへの就労移行支援体制の確立を図り、就職にむけた訓練から就職後のフォローアップまで連続した支援を積極的に展開していきます。

■ 施策の達成をはかる指標

◆ 区の障害者就労支援センターを通じて就労した人数	
指標とした理由：障害者の就労状況をあらわす数値を指標としました。	
現状値(平成 17 年度)	前期目標(平成 20 年度)
24 人／年	25 人／年

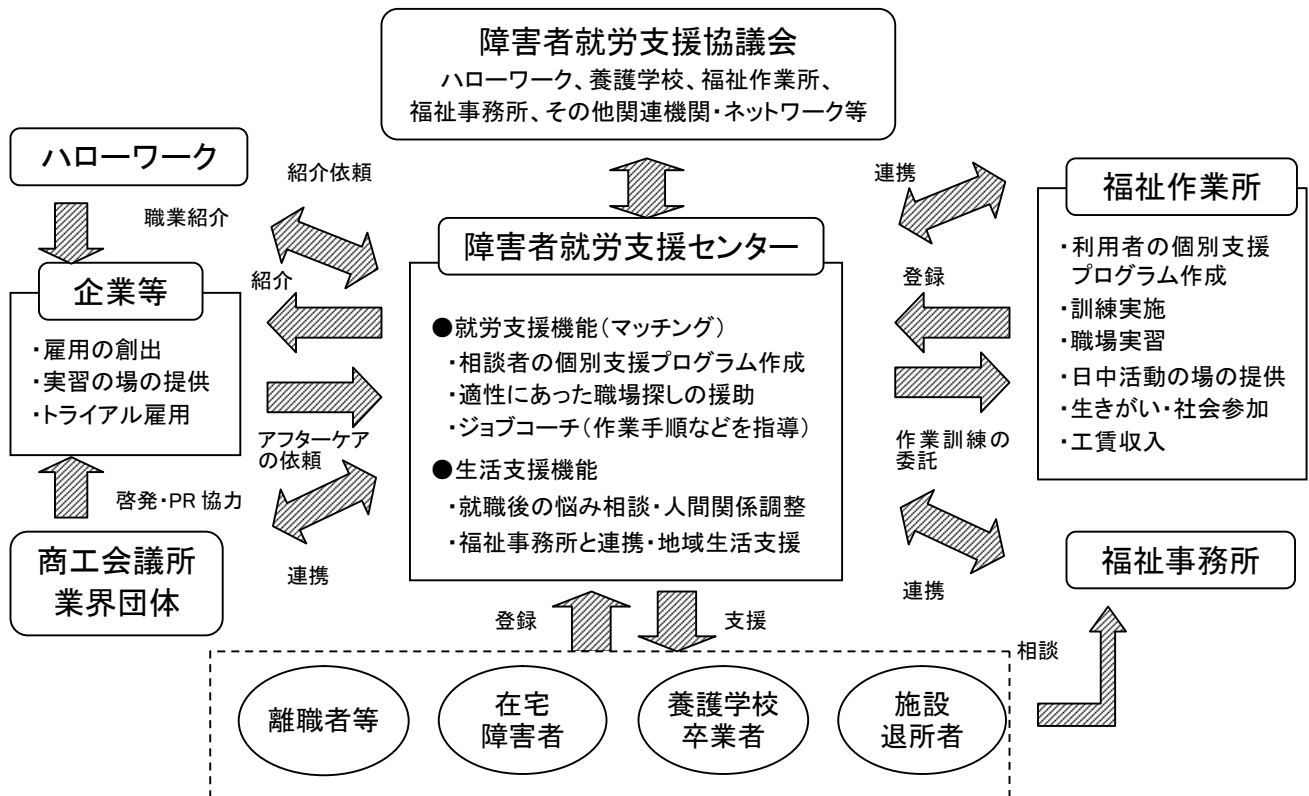
◆ グループホーム・ケアホームの利用者数	
指標とした理由：障害者が地域で独立した生活を送る状況を表す数値を指標としました。	
現状値(平成 17 年度)	前期目標(平成 20 年度)
77 人(※)	88 人

※ 平成 17 年 10 月時点のグループホーム及び生活寮に入所中の知的障害者と精神障害者の人数。

■ 平成 23 年度までに墨田区が整備・誘致する障害者(児)施設

介護給付	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等 給付	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 墨田区障害者就労支援システム



資料1. 計画策定のための体制及び検討経過

1. 計画策定のための体制

墨田区障害福祉計画作成委員会設置要綱

平成18年6月30日

18 墨福障発第 538 号

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、墨田区障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)の作成及び推進等をするに当たり、障害者、障害福祉関係者等からの意見を反映させるため、墨田区障害福祉計画作成委員会(以下「作成委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 作成委員会は、委員22人以内をもって構成する。

2 作成委員会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者及び区職員のうちから福祉保健部障害者福祉課長(以下「障害者福祉課長」という。)及び福祉保健部保健衛生担当保健計画課長(以下「保健計画課長」という。)が協議して選任する。

3 委員の選任は、第5条第1項に規定する協議事項を勘案して、作成委員会の開催ごとに行う。

(会長等)

第3条 作成委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は障害者福祉課長とし、副会長を保健計画課長とする。

3 会長は、作成委員会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(協議事項等)

第5条 作成委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 福祉計画の作成及び推進に関すること。

(2) 福祉計画の評価及び見直しに関すること。

(3) その他福祉計画に関し、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果を区長に報告するものとする。

(招集)

第6条 作成委員会は、障害者福祉課長が招集する。

(ワーキンググループ)

第7条 会長は、作成委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、障害者福祉課長及び保健計画課長が協議して定める。

(庶務)

第8条 作成委員会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課と福祉保健部保健衛生担当保健計画課において処理をする。

(報酬)

第9条 委員に対し、報酬等は支給しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、作成委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月1から適用する。

墨田区障害福祉計画作成委員会委員

	所 属 等
障害者団体等の代表者	墨田区障害者団体連合会(肢体障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(視覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(聴覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(心障児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(肢体不自由児者部会)
	墨田区精神障害者家族会
係 学 校 関 者 校 関	東京都立墨田養護学校進路担当
	東京都立墨東養護学校進路担当
障害福祉サービス民間事業者	肢体不自由児(者)通所訓練所
	すみだ福祉保健センター はばたき福祉園
	すみだ福祉保健センター みつばち園
	(福)原町成年寮
	(福)墨田さんさん会
	(福)おいてけ堀協会
	ふるさとの会
墨田区職員	障害者福祉課長
	保健計画課長
	厚生・児童課長
	障害者福祉課 障害者福祉担当
	障害者福祉課 障害者企画担当
	保健計画課 保健計画担当

障害福祉計画作成委員会ワーキンググループ構成員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
委員	厚生・児童課課長
	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	厚生・児童課 厚生主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者相談担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者在宅支援担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 墨田福祉作業所所長
	福祉保健部 障害者福祉課 厚生会館所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだふれあいセンター所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだ障害者就労支援センター事業担当主査
	保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査
	保健衛生担当 保健計画課 主査

2. 墨田区障害福祉計画作成経過

■ 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 18 年 11 月 14 日(木) 午前 10 時～12 時 区役所 リバーサイドホール会議室	1.「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 19 年 1 月 29 日(月) 午前 10 時～12 時 区役所 122 会議室	1.「墨田区障害福祉計画案」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第 1 回	平成 18 年 11 月 9 日(木) 午前 10 時～12 時 区役所 庁議室	1.「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 19 年 1 月 23 日(火) 午前 10 時～12 時 区役所 庁議室	1.「墨田区障害福祉計画案」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第 1 回	平成 18 年 11 月 6 日(月) 午前 10 時～12 時 リバーサイドホール会議室	1.「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 19 年 1 月 22 日(月) 午前 10 時～12 時 区役所 123 会議室	1.「墨田区障害福祉計画案」について

■ 墨田区障害福祉計画作成委員会検討経過

第 1 回	平成 18 年 7 月 26 日(水) 午後 9 時 30 分～12 時 区役所 31 会議室	1.「墨田区障害福祉計画」について
第 2 回	平成 18 年 10 月 26 日(水) 午前 10 時～12 時 区役所 121 会議室	1.「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 3 回	平成 19 年 1 月 18 日(木) 午後 3 時～ 5 時 区役所 121 会議室	1.「墨田区障害福祉計画案」について

■ 墨田区障害福祉計画作成委員会ワーキンググループ検討経過

第 1 回	平成 18 年 7 月 19 日(水) 午後 9 時 30 分～12 時 墨田区役所 31 会議室	1.「墨田区障害福祉計画」について
第 2 回	平成 18 年 10 月 26 日(木)	委員に「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」を配布し、意見を聴取しました。
第 3 回	平成 19 年 1 月 16 日(火) 午前 10 時～12 時 区役所 123 会議室	1.「墨田区障害福祉計画案」について

資料2 用語(キーワード)の解説

①	現行の福祉施設	旧知的障害者福祉法、および旧身体障害者福祉法等に基づく指定施設支援を行なう施設。障害別、通所・入所別に、身体障害者更生施設、知的障害者授産施設などの施設体系となっている。
②	障害者施設入所者	指定施設支援を行なう施設のうち、入所型のサービスを利用している障害者。
③	入所施設サービス	知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設の5つのサービスがある。
④	支援費制度	障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みを取り入れた制度で、平成15年4月から導入された。 これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなった。
⑤	通所授産施設	入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を行う通所施設。
⑥	小規模作業所	人的配置や設備的な条件などから、法律に基づく施設になっていない作業所。多くは都や区の独自事業となっている。
⑦	法定施設	障害者自立支援法に基づく指定介護・訓練等事業を行なう施設。日中活動系サービスとしては、療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)がある。また、旧法に基づく指定施設支援もここに含まれる。
⑧	法定施設以外の施設	小規模作業所や地域活動支援センターなど、障害者自立支援法の自立支援給付費の支給対象とはならない施設。
⑨	障害程度区分	障害者手帳等における等級とは別に、当該障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、この区分に基づきサービスの種類や提供量が決定される。認定調査員による調査結果をコンピュータで判定し(一次判定)、概況調査・特記事項・医師意見書を踏まえて審査会により審査判定を行なう(二次判定)。
⑩	地域自立支援協議会	地域において相談支援事業を適切に実施していくため、相談支援事業の運営評価等の実施、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関によるネットワークの構築等の機能を有する機関で、相談支援事業者ごとに設置される。その構成メンバーとしては、相談支援事業福祉サービス事業者、保健・医療・学校・企業の関係者、障害者団体や親の会、権利擁護関係者等とされている。

資料3 他の計画との関係

1. 墨田区基本計画と墨田区障害福祉計画の関係

■ 墨田区基本計画における位置づけ

基本目標「安心して暮らせる「すみだ」をつくる」
政策 450「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる」

■ 心身障害児療育施設整備事業

心身障害者に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、自立した地域生活を支援するための施設を整備します。

■ 心身障害者通所更生施設整備事業

心身障害者に対し、社会的な生活能力を高めるために必要な訓練を行い、社会的自立を支援するための施設を整備します。

■ 知的障害者グループホーム支援事業

知的障害者が住み慣れた地域社会で自立して生活できるように支援します。

■ 知的障害者通所授産施設整備事業

一般就労の困難な障害者に対し、状況に応じた仕事を提供し、あわせて社会参加を支援するための施設を整備します。

■ 墨田区障害福祉計画 における位置づけ

■ 児童デイサービス

■ 生活介護

■ 共同生活介護 (ケアホーム)

■ 共同生活援助 (グループホーム)

■ 就労移行支援

2. 「すみだノーマライゼーション推進プラン 21 墨田区障害者行動計画との関係

第3期墨田区障害者行動計画(後期)での位置づけ

大分類	中分類	事業名
地域での自立生活を支援する	自立生活の実現に向けたサービスを充実する	1 心身障害者(児)ホームヘルプサービスの実施
		2 精神障害者ホームヘルプサービスの実施
		3 難病患者等ホームヘルプサービスの実施
		5 身体障害者(児)デイサービスの充実
		6 知的障害者デイサービスの充実
		7 心身障害者(児)ショートステイの充実
		8 心身障害者(児)緊急一時介護の推進
		9 精神障害者ショートステイの実施
		11 重度心身障害者入浴サービスの実施
		12 重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
		13 寝たきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施
		14 心身障害者理美容サービスの実施
		15 視覚障害者ガイドヘルプサービスの充実
		16 知的障害者ガイドヘルプサービスの充実
		17 手話通訳者派遣の充実
		20 重度心身障害者(児)日常生活用具等給付・貸与の充実
		24 心身障害者福祉電話サービスの実施
	自己決定と選択を支える体制をつくる	25 総合相談体制の整備
		26 障害者ケアマネジメント体制の整備
		28 精神障害者地域生活支援センターの運営
	安心して生活できるしくみをつくる	38 知的障害者グループホーム・ケアホームの整備支援
		39 身体障害者グループホーム・ケアホームの整備支援
		40 精神障害者グループホームの運営支援
		41 心身障害者入所施設の確保
		44 緊急通報・火災安全システムの充実
		47 墨田区心身障害者福祉手当(区制度)の充実
健やかな成長と健康づくりを支援する	健康づくりにむけたサービスを充実する	54 心身障害児療育事業の充実
		55 心身障害児療育施設の整備
社会参画と自己実現を支援する	就労と自己実現を支えるしくみをつくる	86 心身障害者通所訓練の充実
		87 知的障害者の通所訓練の実施
		88 心身障害者通所更生施設の整備
		89 福祉作業所の充実
		90 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援
		94 心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度のPR
		95 心身障害者雇用優良事業所の顕彰
	参加と交流の機会をつくる	103 障害者福祉大会の実施 110 ボランティアに対する支援
安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する	やさしいまちづくりを推進する	121 心身障害者福祉タクシー制度の充実
		125 身体障害者自動車運転教習費補助の実施
		126 身体障害者用自動車改造費助成の実施
	心のバリアフリーを推進する	133 障害者福祉啓発事業

墨田区障害福祉計画での該当事業

事業名
訪問系サービス
訪問系サービス
訪問系サービス
地域活動支援センター
地域活動支援センター
短期入所
地域生活支援事業・その他事業
短期入所
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
移動支援事業
移動支援事業
コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付等事業
地域生活支援事業・その他事業
相談支援事業
相談支援
相談支援事業
共同生活援助・共同生活介護
共同生活援助・共同生活介護
共同生活援助・共同生活介護
施設入所支援
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
児童デイサービス
児童デイサービス
生活介護
生活介護
生活介護
就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業
地域生活支援事業・その他事業

3. 区民の健康づくり総合計画との関係

